

建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、建設事業主から通常の雇用保険料に1 / 1, 0 0 0の率を上乗せ徴収された財源で、建設労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための特別の支援を行うもの

認定訓練の実施を支援

経費助成 コース別に定額
賃金助成 日額 5,000円

職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

技能実習の実施を支援

経費助成 9割（委託費は8割）
賃金助成 日額 8,000円

若年労働者の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

安衛法に基づく特別教育や教習及び技能講習
能開法に規定する技能検定試験のための事前講習
建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
など

雇用管理制度の導入

経費助成
定額30万円または40万円

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより雇用管理改善につながる制度を導入し、実際に適用した場合に助成

評価・処遇制度 ... 職務や職能等に応じた評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度の導入など
研修体系制度 ... 教育訓練・研修制度の導入など
健康づくり制度 ... メンタルヘルス相談の導入など

若年者に魅力ある職場づくり支援

経費助成 2 / 3

若年労働者の入職や定着を図るため、「若年者に魅力ある職場づくり」につながる取組を実施した場合に助成

（事業主）200万円を上限

現場見学会や体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力
を若者に伝える取組 など
建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得
及び向上への取組 など

（事業主団体）団体の規模に応じて上限 1千万円または 2千万円

調査・事業計画策定事業
事業推進委員会を開催し、具体的な事業計画を策定
入職・職場定着事業
若年者の入職や定着に係る諸問題の改善を図る取組（学生
や教員に対する現場見学会や体験学習など魅力を伝える
取組、労働者の技能向上を図る取組、評価・処遇制度や時
短・休暇制度の普及、技能や雇用管理の表彰実施 など）

その他

広域的な職業訓練の推進活動や新分野へ進出するための訓練、被災三県における作業員宿舎等の確保に対する助成を実施

雇用管理改善に取り組む事業主に対する支援(例)

建設労働者の雇用の改善(建設労働者確保育成助成金)

雇用管理制度コース

雇用管理改善に資する制度の適用・導入

評価・処遇制度

(例)職務や職能等に応じた評価・処遇制度、昇進・昇給基準、賃金体系制度 など

研修体系制度

(例)教育訓練・研修制度の導入 など

健康づくり制度

(例)メンタルヘルス相談 など



若年者に魅力ある職場づくり事業コース(事業主)

以下のような「若年者に魅力ある職場づくり事業」の実施

建設事業の役割や魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業

(例)現場見学会、インターンシップ、集団面接会 など

労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業

(例)安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回 など

技能向上や雇用改善の取組についての奨励に関する事業

(例)優良な技術者・技能者に対する表彰制度 など

雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の**実施**に関する事業

(例)雇用管理研修または職長研修の実施

雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の**受講**に関する事業

(例)雇用管理研修の受講 など



助成金が支給されます!

整備

評価・処遇制度：40万円

研修体系制度：30万円

健康づくり制度：30万円



助成金が支給されます!

経費

2 / 3 (200万円が限度)

高校生、専門学校生を対象に出前講座を実施した場合



出前講座の実施に、講師謝金、旅費、教材費等で15万円を要したとします。



経費によっては、助成金の支給対象とならない場合もあります。

(経費助成)

15万円 × 2 / 3 = 10万円



キャリア形成促進助成金

制度概要

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進
 事業主にあつては、事業内職業能力開発計画・年間職業能力開発計画を作成するとともに、職業能力開発推進者を選任することが必要
 事業主団体等にあつては、訓練実施計画を作成することが必要
 1コースあたり20時間以上（海外で実施する訓練の場合は30時間以上）の訓練が対象

助成内容		助成額
① 政策課題対応型訓練		
成長分野等人材育成コース	大企業・ 中小企業	健康・環境などの成長分野等での人材育成のための訓練
グローバル人材育成コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、 大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)
育休中・復職後等能力 アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練
【平成26年10月1日新設予定】 中長期的キャリア形成コース		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣 が指定する専門実践教育訓練
若年人材育成コース	中小企業	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練
熟練技能育成・承継コース		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓 練
認定実習併用職業訓練コース		厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
自発的職業能力開発コース		労働者の自発的な能力開発に対する支援
		賃金助成：1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ()額は大企業の額
		賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 については企業における実 習の助成あり(1h当たり600円)
② 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練
③ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体などが構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、 若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練
		賃金助成：1h当たり400円 経費助成：1/3
		経費助成：1/2

経費助成の1人1コースの支給限度額は、①～は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①～及び②は7万円～20万円
 1事業主の年間の支給限度額は、500万円（認定職業訓練又は①の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円
 助成の対象となる訓練等の受講回数は、1労働者につき、1年度3コースまで
 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり（中小企業：賃金800円(1h)・経費1/2 大企業：賃金400円(1h)・経費1/3）

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者関係

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等の企業内でのキャリアアップに取り組む事業主を支援します

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度を創設しました。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

助成内容		助成額 ()額は大企業の額(短時間正社員は大規模事業主) 下線部分は、平成26年3月1日から平成28年3月31日まで支給額を拡充または要件を緩和		
正規雇用等転換 コース (注)	有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」)した場合に助成	有期 正規：1人当たり <u>50万円(40万円)</u> 有期 無期：1人当たり20万円(15万円) 無期 正規：1人当たり <u>30万円(25万円)</u> 1年度1事業所当たり～合わせて <u>15人まで</u> (は10人まで) 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり 10万円、 5万円を加算 派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり10万円(大企業も同額)加算		
人材育成コース	有期契約労働者等に ・一般職業訓練(OFF-JT)又は ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJTを組み合わせた3～6か月の職業訓練)を行った場合に助成	OFF-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：訓練時間数が		
		100時間未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)
		100時間以上200時間未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)
		200時間以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)
		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練を受講する場合(平成26年10月1日施行予定)		
		OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円)		
処遇改善コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、 <u>2%</u> 以上増額させた場合に助成	1人当たり1万円(0.75万円) 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり <u>20万円(15万円)</u> 上乗せ		
健康管理コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円)		
短時間正社員 コース	労働者を短時間正社員に転換・新規雇入れした場合に助成	1人当たり20万円(15万円) ただし、 <u>有期契約労働者等から転換した場合、1人当たり30万円(25万円)</u> 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算		
短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円)		

(注) 「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。派遣労働者の場合、派遣元事業主で転換または派遣先の事業所で直接雇用される場合に助成します。無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります。